

◎新潟県告示第497号

特定計量器検定検査規則及び基準器検査規則に基づく出張検定等に要する費用の徴収に関する規程（平成3年4月新潟県告示第1169号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(徴収額) 第2条 (略) 2 出張検定等に要する検査用具の運搬に要する経費に相当する金額として徴収する額は、前項の旅費の計算に用いる路程に応じ、1キロメートル当たり <u>25円</u> の割合で計算した額（当該運搬のために高速道路又は船舶を利用する場合にあっては、これらの利用料に相当する額を当該計算した額に加えた額）とする。ただし、当該運搬を運送業者等に依頼して行う場合にあつては、当該運送業者等に対して支払う運搬費に相当する額とする。	(徴収額) 第2条 (略) 2 出張検定等に要する検査用具の運搬に要する経費に相当する金額として徴収する額は、前項の旅費の計算に用いる路程に応じ、1キロメートル当たり <u>23円</u> の割合で計算した額（当該運搬のために高速道路又は船舶を利用する場合にあっては、これらの利用料に相当する額を当該計算した額に加えた額）とする。ただし、当該運搬を運送業者等に依頼して行う場合にあつては、当該運送業者等に対して支払う運搬費に相当する額とする。